令和7年第7回廿日市市農業委員会総会議事録

午前10時00分開会 午前11時00分開会

2.場 所 山崎本社 みんなのあいプラザ (廿日市市総合健康福祉センター) 3階 講座室

3. 出席委員(農業委員 14名)

1番 河井 孝之 2番 木浦 紀幸 3番神鳥 正貴 是佐 惠美子 4番 5番 松井 祥壮 6番 梶原 安行 7番 山田 政則 8番 岩木 國明 9番 古川 憲吾 10番 吉田 雅子 1 1 番 中谷 純子 12番 中田 安義

13番 岡 真由美 14番 岩本 博志

(推進委員 10名)

 推進委員
 登
 宏太郎
 推進委員
 中山
 憲治
 推進委員
 岡村
 昭男

 推進委員
 中田
 進
 推進委員
 堀田
 良昭
 推進委員
 三田
 邦男

 推進委員
 小西
 礼子
 推進委員
 松井
 辰夫
 推進委員
 田丸
 和也

推進委員 安井 多佳子

4. 欠席委員(2名)

推進委員 清水 透 推進委員 倉本 良夫

5. 議事録署名委員

2番 木浦 紀幸 3番 神鳥 正貴

- 6. 会議に出席した委員以外の者
- 7. 服務のため出席した者

農業委員会事務局長 齋藤 千文

次 長 竹上 教東

主 事 前田 桂巳子

(佐伯支所) 次 長 藤本 秀樹

(吉和支所) 主事 眞鍋 秀

(宮島支所) 主 任 榎 浩子

(大野支所) 主任主事 泉 勝

8. 会議に諮った議題

《審議事項》

- (1) 議案第 28 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農地利用 促進計画について
- (2) 議案第 29 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第 30 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- (4) 議案第 31 号 非農地証明交付申請について

《報告事項》

- (1) 報告第 1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- (2) 報告第 2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
- (3) 報告第 3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理処分取消の専決処理について

9. その他

(開会 午前10時00分)

事務局

初めに岩本会長の挨拶の後、会長が議長として議事を進行されます。よろしくお願いします。

岩本会長

ただいまから、令和7年第7回廿日市市農業委員会総会を開 会いたします。

議長

本総会の成立を申し上げます。本日の出席委員は14名でございます。全員出席でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会は成立をしております。

続いて、議事録署名委員の指名を行います。

世日市市農業委員会会議規則第20条第2項の規定に基づき、2番の木浦委員さん、3番の神鳥委員さんのご両名にお願いをいたします。

それでは、議事に入ります。

まず初めに、審議事項に入ります。

議案第28号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用促進計画について議案とします。説明をお願いします。

事務局

議案第28号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用促進計画の利用権貸借について、座って説明をさせていただきます。

議案書は、3ページから5ページになります。

番号60番、農地の所在は、津田字久保田、登記地目は田で、面積は、1筆の1,461平方メートルで、利用目的は畑です。期間は、公告日の翌日から令和12年12月31日までの賃貸借の新規設定を行うものです。

次に番号61番、農地の所在は永原字大久保、登記地目は田で、面積は、2筆の1,698平方メートルで、利用目的は畑です。期間は、公告日の翌日から令和8年12月31日までの使用貸借の新規設定を行うものです。

番号62番と63番は関連案件です。農地の所在は玖島字長谷、登記地目は田で、面積は、合計2筆の4,457平方メートルで、利用目的は畑です。期間は、公告日の翌日から令和12年12月31日までの賃貸借の新規設定を行うものです。

次に番号64番、農地の所在は浅原字下保曽、登記地目は田

で、面積は、1筆の612平方メートルで、利用目的は畑です。 期間は、公告日の翌日から令和12年12月31日までの使用 貸借の新規設定を行うものです。

次に番号67番、農地の所在は玖島字上平谷、登記地目は田で、面積は、2筆の2,030平方メートルで、利用目的は田です。期間は、公告日の翌日から令和12年3月31日までの使用貸借の新規設定を行うものです。

次に番号68番、農地の所在は玖島字下平谷、登記地目は田で、面積は、2筆の4,631平方メートルで、利用目的は田です。期間は、公告日の翌日から令和12年3月31日までの使用貸借の新規設定を行うものです。

本件はいずれも、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の各要件を満たしていると考えます。

以上で、議案第28号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用促進計画の利用権貸借についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

それでは、地元地区担当委員の意見をお伺いいたします。 6 0番について松井委員さんお願いいたします。

松井推進委員

推進委員の松井です。議案第28号、番号60について、着座にて説明をいたします。現地には、令和7年6月15日に、市職員及び松井農業委員並びに私、推進委員の3名で確認をしました。申請地ですが、佐伯支所から県道30号を西方1.2キロメートル付近に産地直売市場がありますが、その手前を左折して南進方向100メートル付近でございます。所在地はおります。申請内容ですが、実はこの3月の総会で、ご審議のには、前任者が耕作されており整地されたままの状態でされました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

はい、ありがとうございました。それでは、61番について、 三田委員さんお願いいたします。

三田推進委員

推進委員の三田です。61番について説明をいたします。場所は永原のジュンテンドー佐伯店の裏側付近に当たります。6月18日に、事務局、河井委員、小西さん、私の合計4名で現場の確認を行っております。農地を借り受ける耕作者、○○さんは京都に籍があるのだそうですが、2筆、約1,700㎡を借り受けて野菜を作付されるものであります。種類といたしま

しては、芋類とかトマトなど今計画されているようです。耕作面積は非常に広いですが、現場までの車の乗り入れや、日当たりも非常によくて、水路もありますので特に問題はないと考えております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。それでは、62番、63番 について、岩木委員さんお願いいたします。

8番委員

8番の岩木です。番号62、63番の2件の現地確認の報告をいたします。農地中間管理事業の推進化に関する利用促進計画でございます。議案書は、3ページと4ページになります。6月17日に、事務職員の1名の方と堀田推進委員と私で、現地確認をいたしました。現地は玖島楢原の信号機から約2キロメートルぐらい行ったところの県道沿いでございます。湯来方面へ行ったところでございます。所有者は○○さんは、現在、そこの土地は遊休地になっておりますので、すぐに耕作することにはならないとは思うのですが、今現在、○○さんはネギを栽培されております。うまくいけば、ネギの産地になるのではないかと思うぐらいの面積があろうかと思います。何ら問題ないと思いますのでよろしくご審議ほどお願いします。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。それでは、64番について、 安井委員さんお願いいたします。

安井推進委員

推進委員の安井です。番号64について説明します。6月17日、古川委員、事務局、私の計3名で現地確認をしました。場所は津田から浅原に行く途中、トンネルの手前300メートルぐらいのところです。昨年まで〇〇さんの農地を借りて、引き続き〇〇さんが作られることになりました。現地を見に行った際には緑肥が植えられており、草刈りをすれば、すぐ野菜が植えられる状態になっていました。小瀬川と県道に挟まれた間にあり、よく管理されておりましたので、特に問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

はい、ありがとうございました。それでは67番、68番について、梶原委員さんお願いいたします。

6番委員

6番の梶原でございます。67番、68番について報告をいたします。6月20日に清水委員と事務局とで現地確認を行いました。場所は玖島の北のほうで大峯山の麓でございまして、確認に行きました時にはもう既に2件とも作付をされておりました。何ら問題はないものと思います。よろしくお願いいたし

ます。

議長

はい、ありがとうございました。それでは、この7件につきまして、ご意見、ご質問等があればお願いいたします。 ございませんか。

≪委員より質疑等なし≫

議長

意見がないようですので、お諮りします。

議案第28号について、異議なしとして回答することに異議 はございませんか。

≪委員より異議等なし≫

議長

異議なしと認め、議案第28号について、異議なしとして回答することに決定をいたします。

続きまして、議案第29号、農地法第3条の規定による許可申請について議案とします。説明をお願いいたします。

事務局

議案第29号、農地法第3条の規定による許可申請について 説明させていただきます。議案書は7ページ、8ページになり ます。

番号133番、農地の所在は、永原字小坂、登記地目は田で、 5筆の2,791平方メートルの申請です。権利の移転理由は、 譲渡人は労力不足により耕作困難、譲受人は購入する自宅に隣接し、新たに耕作を始めるためで、有償の所有権移転です。

次に、番号136番、農地の所在は、津田字岩倉、登記地目は田及び畑で、14筆の5,085平方メートルの申請です。 権利の移転理由は、農業経営をそれぞれ引き継ぎを行うためで、 無償の所有権移転です。

本件はいずれも、保有する機械等から判断して、農地取得後も全ての農地を耕作するものと認められ、申請地周辺の農地の利用に支障が生じることは考えられないため、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を満たしていると考えます。

以上で、議案第29号、農地法第3条の規定による許可申請 について説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいた します。

議長

それでは地元地区担当委員の意見をお伺いします。 1 3 3 番 について三田委員さんお願いいたします。

三田推進委員

はい、133番について説明をいたします。場所は永原字小坂というところで、友和と玖島の境付近に当たります。6月18日に、事務局と河井委員、小西さんと私の4名で現場の確認を行っております。譲渡人の○○さんですが、既に嫁がれてお

りまして、お父さんは既に亡くなられ、お母さんも高齢施設に入所されるということで、身辺整理を行うため、廿日市の空き家バンクに登録されていたところへ、農業をやってみたいという方が現れました。農地付きの家を探しておられた所に、ちょうど空き家バンクに登録された今回の該当地で耕作をしてみたいということになり、家と農地を売り渡す事になりました。購入する家は多少手を加えなければいけないと思われましたが、農地は家の周辺に広がっておりまして、日当たりも非常に良好で、農道や水路も農地の周りに来ており、特に申し分ないと思いますので、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。136番について松井委員 さんお願いいたします。

松井推進委員

推進委員の松井です。議案第29号、番号136について、 着座にて説明をいたします。6月19日に、市職員の方及び松 井農業委員さんと私、計3名で現地を確認しました。申請地で すが、佐伯支所から県道30号を栗栖方面に約3キロ進んで、 そこから、市道を70メートルぐらい入ったところにあるのが 1か所。また、県道290号をこれは所山地区のほうに行くの ですが、そこを約100メートルぐらい進んだところに、右折 して同じく100メートルぐらい入った一帯で、場所は廿日市 市津田字岩倉ほか13筆で、計14筆ですけど、田及び畑の5, 085平方メートルでございます。申請地の14筆は現状、田 及び畑を無償で所有権移転し、譲受人が耕作しようとする申請 でございます。現地確認時には申請地の田及び畑は前任者が耕 作しておりまして、田んぼが数か所、苗が植えてあった状態と 思います。前任者の状態のまま耕作するため、特に近隣の方に 影響を及ぼすということは考えにくく、この申請は、認めても いいのではないかと思っております。ご審議のほどよろしくお 願いいたします。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。それではこの2件につきまして、ご意見、ご質問等があればお願いいたします。 ございませんか。

≪委員より質疑等なし≫

議長

意見がないようですので、お諮りします。議案第29号について許可することに異議はございませんか。

≪委員より異議等なし≫

議長

異議なしと認め、議案第29号について許可することに決定

をいたします。

続きまして、議案第30号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について議案とします。説明をお願いいたします。

事務局

議案第30号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明させていただきます。議案書は、9ページになります。

番号134番、農地の所在は、玖島字壱町田日浦、登記地目は田で、面積は1筆の1,008平方メートルの申請です。転用理由は、住宅として利用するための申請です。

次に、番号140番、農地の所在は、友田字氏森、登記地目は田及び畑で、面積は7筆の1,531平方メートルの申請です。転用理由は、資材置場及び駐車場として利用するための申請です。

本件は、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査したところ、事業規模から見て適切な面積であり、本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はないものと考えます。

以上で、議案第30号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

それでは地元地区担当委員の意見をお伺いします。 1 3 4 番 について岩木委員さんお願いいたします。

8番委員

8番の岩木です。番号134の5条の申請について、ご報告 いたします。議案書は9ページでございます。申請地は、先ほ ど言いました玖島楢原信号機から湯来方面に約1キロぐらい行 ったところになります。農事組合法人の佐伯事務所があります ところの北側に道一つ隔てたところの場所でございます。 6月 17日に事務局員1名の方と堀田推進委員と私とで現地確認を いたしました。譲渡人、○○さんは、少し体調不良ということ で、耕作ももう思うようにできないため、譲受人、○○さんが、 今回新築を建設するための申請でございます。申請地は、1筆 の面積が約2,000㎡を少し超えていましたので、それを分 筆されて、1,000㎡ぐらいの面積にされております。分筆 登記も済まされて建設申請になっております。5条申請の各種 書類等も提出されていました。今回、3月総会において利用権 設定をしておったわけですが、合意解約の手続をされて処理済 みです。再申請の手続は今はしておられません。何ら問題はな いと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。 以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、140番について小西委員さんお願いいたします。

小西推進委員

推進委員の小西です。番号140番、農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。6月18日に河井委員、三田委員、事務局1名、小西の4名で現地確認を行いました。場所は、友田字氏森で、近くには速田神社があります。申請理由は、資材置場、駐車場として利用するためです。現地確認したところ、周囲に農地がなく悪影響を及ぼすような状況はないと判断いたしました。許可申請について、よろしくご審議のほどお願いいたします。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。それでは、この2件につきまして、ご意見、ご質問等があればお願いをいたします。 ございませんか。

≪委員より質疑等なし≫

議長

意見がないようですので、お諮りします。

議案第30号について許可することに異議はございませんか。

≪委員より異議等なし≫

議長

異議なしと認め、議案第30号について許可することに決定 をいたします。

続きまして議案第31号、非農地証明交付申請について議案 とします。説明をお願いします。

事務局

議案第31号、非農地証明交付申請について説明させていただきます。議案書は10ページになります。また、追加資料として、現地確認写真の議案第31号資料①も併せてご覧ください。

番号135番、農地の所在は、永原字上中組、登記地目は畑で、面積は2筆の157平方メートルの申請です。

本件は書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ、現地は山林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地であると認められましたので、農地法に関する各種証明事務取扱ガイドラインの農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準を準用し、非農地である旨の証明は可能と考えます。

以上で、議案第31号、非農地証明交付申請について説明を 終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

それでは地元地区担当委員の意見をお伺いします。 1 3 5 番 について三田委員さん、お願いいたします。

三田推進委員

はい、説明をいたします。先ほど3条の133番に関連しますこの内容は、農地が山林化しているということで申請を出されたのですが、現場に行ってみると、農地の形が一切ありませんでした。もう西も東も全く分からないというところで、もう山林に変更しても特に問題はないと思っております。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。それでは、この件につきまして、ご意見、ご質問等があればお願いをいたします。 ございませんか。

≪委員より質疑等なし≫

議長

意見がないようですので、お諮りします。

議案第31号について、証明することに異議はございませんか。

≪委員より異議等なし≫

議長

異議なしと認め、議案第31号について証明することに決定 をいたします。

続きまして、報告事項に入ります。報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告します。説明お願いします。

事務局

報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告させていただきます。議案書は11ページになります。

今月の報告は、令和7年5月12日から6月10日までの間に受理した3件です。詳細の説明は、省略させていただきます。番号119番、121番及び報告第2号の番号120番については、関連案件となります。本件について書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したものです。

以上で報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による 届出について報告を終わります。

議長

はい、この件につきまして質疑等があればお願いをいたします。

ございませんか。

≪委員より質疑等なし≫

議長

質疑がないようですので報告第1号を終わります。

報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について報告をいたします。説明をお願いします。

事務局

報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、報告させていただきます。議案書は12ページ、14ページになります。

今月の報告は、令和7年5月12日から6月10日までの間に受理した7件です。詳細の説明は省略させていただきます。

番号120番と先ほど報告いたしました第1号の119番、 121番は関連案件となります。

それから番号122番、123番は関連案件です。

番号108番、124番については、以前の所有者が農地転用の手続を行わず利用していたため、顚末書が提出されています。

本件について書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で 現地調査を行い、内容を精査しましたところ、適法であると認 めましたので農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専 決処理を行い受理通知書を交付したものです。

以上で報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による 届出について報告を終わります。

議長

はい、この件について質疑等があれば、お願いをいたします。 ございませんか。

≪委員より質疑等なし≫

議長

質疑がないようですので報告第2号を終わります。

報告第3号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出の 受理処分取消の専決処理について報告します。

事務局

報告第3号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出の 受理処分取消の専決処理について報告させていただきます。

議案書は15ページになります。

今回の報告は、令和7年5月12日から6月10日までの間に処分を行った1件です。詳細の説明は省略させていただきます。

以上で報告第3号、農地法第4条第1項第7号の規定による 届出の受理処分取消の専決処理について報告を終わります。

議長

はい、それではこの件について、質疑等があればお願いをいたします。

ございませんか。

≪委員より質疑等なし≫

議長

質疑がないようですので報告第3号を終わります。

そのほかご意見、ご質問等はございませんか。

はい、それでは特にないようですので、以上で本日の総会を終了いたします。委員の皆様には慎重にご審議いただき、ありがとうございました。

次回の令和7年第8回農業委員会総会は、8月5日火曜日、 午前10時から、市役所7階の会議室で行います。

(閉会 午前 11 時00 分)

以上のとおり会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年8月5日

議	重	紐	罗	夂	者
1747	#	ANK.	石		18

廿	日	市	市島	農業	美委	員	会	会	長	(議長)										_
廿	日	市	市島	農業	美委	員	会	委	員	(2	番季	員)	_					_
#	Ħ	市	古鳥	島 当	生委	昌	会	委	昌	(3	番季	言昌:)						